

同和問題とは

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。

同和地区（被差別部落）に生まれ育ったということなどを理由とした偏見により、交際を避けたり、結婚をとりやめたりするなど、基本的人権の侵害に関わる重大な人権問題です。

インターネットを利用した 差別的情報の流布

インターネット上で、差別的書き込みなどにより被害を受けた方は、プロバイダ等に対して、発信者情報の開示請求や人権侵害情報の削除を依頼することができる「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が令和7年4月から施行されました。

本人通知制度とは

本人通知制度は、本籍地・氏名などを表示する戸籍謄（抄）本や、住所・氏名・生年月日・性別などを表示する住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対してその事実を通知するものです。

交付された事実を本人が早期に知ることができ、万一、委任状の偽造などによる住民票の写しなどの不正取得の疑いがあれば、交付請求書の開示請求などにより、事実関係を究明するきっかけとなります。



●登録方法●

制度の利用を希望される方は、事前に登録が必要です。詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

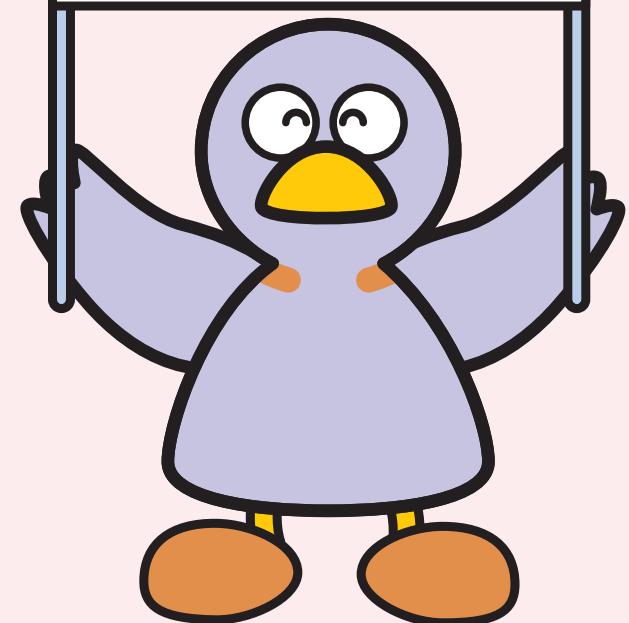


登録方法の
詳細

発 行:埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課
〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話:048-830-2258
(令和7年11月発行)



部落差別解消のために
埼玉県に条例があること
あなたは知っていますか？



埼玉県のマスコット「コバトン」

部落差別をなくしていくために

部落差別をなくしていくためには正しい知識の習得が不可欠です。

埼玉県では、正しい知識の習得のために支援を行っています。ご活用ください。

1 人権・同和問題に係る研修会へ啓発講師を派遣(無料)しています。

2 人権啓発・教育DVD等の貸出(無料)

講師派遣の申込方法や派遣条件、DVD等の貸出方法、DVDのリストについては県人権・男女共同参画課のホームページをご覧ください。



詳しい情報

3 啓発冊子の配布

県では、同和問題について詳しく解説した冊子を配布しています。正しい知識を習得するためのご活用ください。また、インターネットからもご覧いただけます。県人権・男女共同参画課のホームページをご覧ください。



詳しい情報

条例で規定する4つの禁止行為

図書、地図その他の資料の公表又は流布

図書や地図、その他資料(映像資料を含む)の公表又はそれらの図書等を社会に流通させること。



結婚又は就職に際しての身元調査

結婚や就職のときに調査会社などを使って出身地や家族の状況を調べること。

土地建物等を取引の対象から除外するための調査

土地や建物等の所在地について、取引を避けるために調査すること。

埼玉県のマスコット
「さいたまっち」

※ 上の例示以外のいかなる行為でも部落差別を行ってはいけません。

埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例
(令和4年7月8日 公布・施行)

部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とするものです。



条例の詳細